

報告第 33 号

令和5年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び熊本県が経営する公営企業の資金不足比率について、別冊のとおり熊本県監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬